

イギリスにおける単位罰金制度の仕組

奥 村 正 雄

一 はじめに

イギリス（イングランド・ア・ウェールズ）における近年の刑事政策の潮流の一つに社会内処遇など非拘禁化の理念の実現を目指す動きがみられるが、その一環として罰金制度の改革が行われてきたことが注目される。⁽¹⁾

一九九一年刑事裁判法（Criminal Justice Act 1991. 以下、九一年法と略称する）が一九九二年一〇月一日に施行され以来、治安判事裁判所における自然人（法人を除く）に対する罰金については、従来の「定額罰金」（cash fine）に替えて、全て「単位罰金」（unit fines）が言い渡されることになった。単位罰金とは、犯罪の重大性を一から五〇までの範囲の「単位」（unit）で評価し、この単位数に犯人の「週間可処分所得」（disposable weekly income）を掛けた金額を罰金とする制度である。これにより、治安判事裁判所の全ケースの九〇パーセント以上といわれる罰金刑の仕組が変わる」とになった。⁽²⁾

しかし、施行後半年程経つて単位罰金制度は突如停止され、一九九三年刑事裁判法（Criminal Justice Act 1993. 以下、九三年法と略称する）六五条により、少なくとも法制度としては一九九三年一一月以降廃止される」とになった。⁽³⁾ もつとも、同制度の方法論は、現在も多くの治安判事裁判所において九三年法の枠内で適用されており、その生命を失っているわけではない。他のヨーロッパ諸国で採用されている「日数罰金」（day fines）制度が比較的順調に機能しているようにみえるのに対し、これと類似の単位罰金制度がこのような運命を辿った原因を探るためには、単位罰金の目的や内容を把握する必要がある。

周知のように、わが国でも近時財産刑の見直し論議が活発化し、日数罰金制度の導入をめぐる議論も行われている。⁽⁴⁾ その意味で、イギリスの単位罰金制度の紹介はわが国の議論にも少なからず意義があるものと考えられる。なお、同制度の問題点と廃止の理由、また導入に至った経緯や背景についての詳細な検討は、それぞれ本誌上の瀬川論文と青木論文を参照されたい。

II 単位罰金制度の目的

単位罰金の主要な目的は、治安判事裁判所が、罰金刑を科する手続について犯罪の重大性に関する「単位」と「週間可処分所得」という二段階の評価を下し、罰金を犯人の資力に直接リンクさせることにより、第一に、罰金額の決定手続をガラス張りにし説明可能なものにして決定の公平性と公開性を保障するとともに、第二に、異なる資力レベルの犯人を公平に扱うことにより、貧しい人には低い割合で、豊かな人には高い割合で一定の処分可能な所得を押さえ

表1 ヨーロッパ諸国の日数罰金制度

国名	罰金の日数		罰金の規模	
	下限 (1犯罪につき)	上限	下限 (1日につき)	上限
オーストリア(1975)	2	360	20OS	3,000OS
デンマーク(1939)	1	60	2Dkr	無制限
フィンランド(1921)	1	120	無制限	無制限
フランス(1983)	1	360	無制限	2,200FF
ギリシャ(不明)	不 明		400Dr	400Dr
西ドイツ(1975)	5	360	2DM	10,000DM
ポルトガル(1983)	10	300	100Esc	10,000Esc
スウェーデン(1931)	1	120	2SKr	500SKr
スペイン(起草中)	1	720	100Pes	20,000Pes
イス(起草中)	2	360	5SF	1,000SF

(B. Gibson, Unit Fines, 1990, p.105)

その他の目的として、第三に、特別の資力調査票を用いて罰金額決定のより有効な情報ベースを作ること、第四に、罰金額が現実的で支払可能なレベルに決定されることによつて罰金が現実に支払われるよう保障すること、第五に、賠償を含め財産刑を一般に効率よく適用すること、第六に、量刑の処理方法の一貫性を高めることがあげられている。⁽⁶⁾

単位罰金制度を導入し、こうした目的を実現することによつて、従来の罰金刑が裕福な者にとつては必要経費程度に捉えられ刑罰としての威嚇力に乏しかつたり、貧困者にとつては滞納によつて拘禁刑の対象となり刑務所人口増加の抑制策に反する結果になつていた状態を是正し、自由刑の代替刑としての役割が期待されたのである。

三　単位罰金制度の性格

一　日数罰金制度との類似点と相違点

現在、ヨーロッパの数か国には、一九二二年にフィンランドに初めて登場した「日数罰金」制度がある。日数罰金は、国によってその内容に若干の相違がみられるが、基本的には犯人の必要経費を差し引いた一日あたりの所得に、犯罪の重大性に比例して設けられた日数（一日～三六〇日）を掛けた金額を罰金として言い渡す制度である（表1参照）。

単位罰金制度と日数罰金制度との類似点は、両制度とも、第一に、簡易裁判所レベルで審理される犯罪に対する罰金刑には必ず適用されること、第二に、犯罪の重大性と被告人が有罪判決を言い渡された時点での資力を考慮して罰金を科すること、第三に、罰金は原則的に通常一年で支払可能であるという考え方に基づいていることである。これに対し相違点は、第一に、単位罰金が略式犯罪を全て含むのに対して、日数罰金は軽微な犯罪を対象外とすること、第二に、単位罰金が治安判事裁判所でのみ適用されるのに対して、日数罰金では地裁レベル以上でも適用可能な国があることであり、たとえば、日数罰金制度を採用しているフランスでは定額罰金との選択が可能であるし、スカンディナヴィア諸国では検察官が略式手続で科した罰金は定額であり、それ以外の国では日数罰金の対象外となる行政罰としての罰金を言い渡すところもある。さらに日数罰金は、謀殺、強姦、強盗を除く重大な犯罪に適用可能な国も多いが、フランスとオーストリアでは五年以上の拘禁刑をもつて処罰可能な犯罪については適用されない。第三に、

単位罰金は犯罪の重大性に関して「単位」という概念を用い、犯人の資力に関して「週間可処分所得」という用語を使う。第四に、犯罪の重大性に関して、日数罰金制度の多くが一年の内の日数を基礎に一から三六〇までの範囲で決定するのに対し、単位罰金は一年の内の週を基礎に一から五〇までの範囲で決定する。第五に、資力調査に関して、日数罰金をとる多くの裁判所が税務署や社会保険局等から被告人の経済状態に関する情報を直接入手できるのに対し、単位罰金では被告人の自主的な申告に基づく（証明書の添付が必要）。第六に、罰金額の上限と下限に関して、ドイツのように上限を一日あたり一〇、〇〇〇ドイツマルクとする非常に高い国や、デンマークやフィンランドのように無制限の国もある。下限については、フィンランドやフランスのように制限のない国もある。単位罰金では、一単位あたりの週間可処分所得の上限は一〇〇ポンド、下限は四ポンドと決まっている。

ところで、イギリスではドイツやスウェーデン等のヨーロッパ諸国において定着し一定の成果を収めている日数罰金制度を学んだにもかかわらず、なぜ「日数」ではなく週を基礎にした「単位」という基準が採用されたのであるうか。この点について、単位罰金制度の実験的試みに深く関与した関係者の一人である内務省のモクソン氏によると、⁽⁸⁾裁判所にとつては、罰金の分割払いの額を決定する際にイギリスの一般的な賃金支払体系である週給を基礎にする方が慣れ親しんでいるため計算しやすいだけではなく、多くの場合に、科せられる単位と罰金の支払期間との関係が明瞭になるし、罰金を科せられる被告人にとつてもより一層理解しやすいからであるという。さらに彼は、むしろ単位として一日あたりの所得を基礎とする日数罰金の方が論理的な制度とは思われないと指摘する。その理由は、ほとんど誰も一日あたりの計算で所得や余剰金の額を考えたり、日賦で分割払いなどしないからであるとする。

二 単位罰金の適用対象

(1) 単位罰金制度は、九一年法一八条ないし二三条に規定されている。単位罰金は、後述する三つの例外を除き、治安判事裁判所において自然人に科せられる罰金刑の全てに必要なに適用される（一八条一項）。対象となる犯罪は、「標準的範囲のレベルを越えない罰金により处罚可能な略式起訴手続を要する犯罪」（一項⑧）であると、「略式起訴でも正式起訴のいずれも可能であるが、略式起訴で有罪の場合は法定最高額を越えない額の罰金が科せられる制定法上の犯罪」（一項⑨）であるとを問わない。治安判事裁判所で罰金刑の対象となる全犯罪が含まれる理由は、第一に、単位罰金の原理がある種の犯罪に妥当すれば、それは全ての犯罪にも妥当することになると考えられるからであり、第二に、仮に軽微な犯罪を対象外とすべきであっても、どの犯罪を対象外とすべきかの明確な区別が困難だからである。もつとも、このように同制度が道路交通法違反等の軽微な犯罪まで含めてしまつたため、それを犯した中流階層の人々に高額の罰金が科せられる結果を招くことになり、このことが単位罰金の廃止の一因になつたのである。

一方、法人は単位罰金の対象外であり、従来どおり定額罰金が科せられる。その理由は必ずしも明らかでないが、単位罰金を実験的に行つた裁判所では適用対象を制限しなかつたものの、実際の罰金額と評価される余剰所得の額が自然人と同じでは法人に対する制裁として意味がないが、単位罰金である以上、その額を自然人に対する場合よりも大きく越えて法人に高額の罰金を科することを正当化できる根拠はないという見解が大勢であつたためと考えられる。⁽¹⁰⁾

次に、単位罰金が科せられない三つの例外とは、以下の場合である。⁽¹¹⁾

- (a) 一九八八年道路交通犯罪者法 (Road Traffic Offenders Act 1988) に定める定額罰金の犯罪の罰金額が単位罰金の額より高いとき。

(b) 無免許のテレビ使用罪 (一九四九年無線通信法 (Wireless Telegraphy Act 1949) 一条) につき、単位罰金のレベルが当該免許手数料を越えない額までしか増加しないとき。

(c) 略式起訴または正式起訴のいずれの手続も可能であり、治安判事が一九八〇年治安判事裁判所法 (Magistrates' Courts Act 1980) 1111条⁽¹²⁾項により法定の最高額 (現在、五、〇〇〇ポンド) 以上の罰金を科する権限がある犯罪、および当該の日以後も犯罪が継続して犯される場合に、裁判所がその日⁽¹³⁾とに罰金を科し得る、いわゆる「継続的犯罪」 (continuing offence)、または一九七一年薬物不正使用法 (Misuse of Drugs Act 1971) に定める略式起訴または正式起訴のいずれの手続も可能な一定の犯罪であるとき。

以上の例外的な場合については、「(第一八条により決定される額とは別に) 罰金額を決定する際、裁判所は、法廷に提出されまたは知りうるかぎりにおいて犯人の資力も考慮に加えなければならない」とされている (一九条二項)。もつとも、資力を考慮することは、罰金額の増減効果をもつことになる。

(2) 刑事裁判所 (Crown Court) において科せられる罰金には、従来どおり額の上限はない。九一年法により唯一変化のあつた点は、罰金額の増減効果をもつかどうかにかかわらず、刑事裁判所にも犯人の資力調査の義務が生じたことである⁽¹⁴⁾ (一九条二項)。単位罰金制度については、これを刑事裁判所において適用してはいけない理由は原則的にないものの、予定はされていなかつた。問題は、略式起訴手続を要する犯罪のなかには、治安判事裁判所だけでは

なく、刑事裁判所でも審理可能なものがあるが（一九八八年刑事裁判法（Criminal Justice Act 1988）四〇条二項、四一条七項）、これに単位罰金が科せられる可能性はないかどうかである。刑事裁判所は、暴行、車両窃盗、無免許運転、軽微な毀棄罪といった一定の略式犯罪を犯した者を訴追する訴因が正式起訴犯罪を訴追する訴因と同じものに基づいている場合には、一九八八年刑事裁判所法四〇条に従い、同じ起訴状に加えることにより、治安判事裁判所の権限を行使できる」となる。同条に関連する刑事裁判所の権限は八八年法四〇条二項に規定されているが、九一年法には八八年法四〇条に関連して刑事裁判所の権限を抑制する但書規定はない。その結果、刑事裁判所は単位罰金を適用しなければならない場合が生じうる。もともと、このことは意図されていないようと思われ、実際、刑事裁判所では九一年法一八条ないし二三条の規定は施行後適用されなかつた。しかし、犯罪の重大性と犯人の資力を別々に評価し両者を合わせ考慮する点で、単位罰金の原理は適切な罰金刑政策の基本となるべきものであり、刑事裁判所の事例にも適用すべきであるという見解⁽¹⁵⁾や、とくに略式犯罪の事案に罰金刑を科する場合には、単位罰金の適用を刑事裁判所にまで拡大すべきであるという有力な主張⁽¹⁶⁾もみられた。

四 単位罰金制度の内容

一 単位罰金の基本公式

（一） 単位罰金の額　　単位罰金の額につき、九一年法一八条二項は以下のように規定する。

「罰金の額は、以下のものの積である。

(a) 裁判所が犯罪の重大性、または犯罪及びそれと関連するその他の犯罪との結合による重大性と比例するよう¹⁷⁾に決定した単位数と、

(b) 各単位に与えられた値、すなわち同時または事後に、裁判所が大法官の定めた規則に従い犯人の週間可処分所得であると決定した額¹⁸⁾

)のように、単位罰金は、犯罪の重大性を「単位」¹⁹⁾数で評価し、この数値に犯人自身の「週間可処分所得」を掛けることによって額が決定される。²⁰⁾これを公式で表すと、以下のとおりである。

$$\text{重大性の単位 (Units of seriousness)} \times \text{週間可処分所得 (Disposable weekly income)}$$

単位数は、一から五〇までの範囲で犯罪の重大性と比例するように、裁判所が決定する。)の段階では、犯人の資力に関する計算は一切行われない。単位数の範囲が一から五〇まであるのは、上述の日数罰金制度の多くと同様、罰金は一年以内に支払可能であるという考え方に基づいているわけであるが、単位罰金が週を基礎とするのは、一年はおよそ五〇週でまとまるからである。¹⁹⁾単位数は、犯人が罰金を支払うのに必要であると考えられる週の数を示している。犯罪が重大になればなるほど、単位数も増加する。単位数の設定については、「治安判事協会」(Magistrates' Association)が一九九二年六月に発布した治安判事裁判所において使用するための『量刑指針』(Sentencing Guidelines)が、それぞれの犯罪の単位数の決定の起點となる基準を提示している。)の量刑基準には特定の犯罪や犯人に関する加重要素や減輕要素は除かれている。治安判事は『量刑指針』に従い、各事例の事実を考慮して単位数を設定するが、設定については完全な自由裁量権を有している。この指針は制定法上のものではなく、裁判所がこれに従

表2 単位罰金と罰金額の上限

犯罪のレベル	単位数	罰金額の上限
1	2	£ 200
2	5	£ 500
3	10	£1,000
4	25	£2,500
5	50	£5,000

う法的義務はない。あくまで、それは各裁判所に対して一貫した単位数の設定を求めるための指針なのである。⁽²¹⁾このようにして単位数は、たとえば、窃盗罪は五単位から二五単位、軽微な毀棄罪は一〇単位、飲酒運転の罪は一五単位以上、暴行罪は一五単位から二五単位、無謀運転の罪は三五単位などと設定される。

(1) 加重事由と減輕事由　単位数の設定に際しては、加重要素と減輕要素を含め犯罪の全事情を考慮しなければならない（二八条三項）。九一年法二八条の一般的減輕規定は、拘禁刑や社会奉仕命令だけではなく単位罰金にも適用され、同条二項は、「第一八条に基づき決められる罰金の減額はいずれも、同条二項^aに基づき決定されるであろうよりは少ない単位数を決定することによって行われるものとする」と規定する。

一方、前科については、これが単位数を増加させる程度にまで犯罪を重大なものにするものではないとみなされていいる（二九条一項）。しかし、加重要素がその他の犯罪の行為事情によつて明らかになつた場合は、その要素は当該犯罪の重大性について検討する際に考慮される（二九条二項）。単位罰金を科する目的から、重大性を決定するために合わせ検討される犯罪の数にも制限はない。

(1) 罰金の最高額　一九八二年刑事裁判法 (Criminal Justice Act 1982) 二七条は、略式起訴手続による犯罪

表3 少年に対する単位罰金の特例

	罰金の上限 (cash ceiling)	可処分所得の限度額 (disposable income limits)
10歳以上14歳未満の児童	£ 250	20p~£ 5
14歳以上18歳未満の少年	£1,000	80p~£20

を五段階のレベルに分け、それぞれに対する罰金の標準的な規模について規定し、最高額をレベル1は五〇ポンド、レベル2は一〇〇ポンド、レベル3は四〇〇ポンド、レベル4は一、〇〇〇ポンド、レベル5は一、〇〇〇〇ポンドと設定していた。九一年法はこれを改正して最高額をそれぞれ引き上げ（二七条）、単位罰金の単位数を犯罪のレベルとリンクさせた（二八条四項）。なお、後述する週間可処分所得については、その限度額が決められており、レベル1から5の犯罪の罰金につき、上限の五〇分の一となっている（二八条五項）。したがって、上限は一〇〇ポンド、下限は四ポンドということになる。

単位罰金と罰金額の関係を示したものが表2である。この表について若干の説明を加えると、たとえばレベル1の犯罪とは、標準的規模でレベル1を越えない罰金によって処罰可能な犯罪という意味であり、週間可処分所得の下限が四ポンドだから、最高二単位で下限が八ポンド、上限が二〇〇ポンドまで科せられることになる。また、たとえばレベル3は六単位以上一〇単位以下ということであり、最高の一〇単位であると、週間可処分所得の限度額により四〇ポンド以上一、〇〇〇ポンド以下ということになる。実際の事例をみると、単位罰金制度の問題点としてマスコミで大きく報じられた事案であるが、菓子袋と清涼飲料水の空き缶等を車窓から捨てた行為（これは一一単位以上一二五単位以下のレベル4の犯罪の範疇に入る）につき、本件では一二単位にあたると判断され、後述の資力調査票を提出しなかつたために、一単位あた

りの上限一〇〇ポンドを掛けて一、二一〇〇ポンドの罰金刑が言い渡されたというものがある。⁽²²⁾

(四) 少年に対する特例　少年裁判所で審理を受ける者に単位罰金の支払命令が出される場合には、限度額が縮小され、成人に対する単位罰金の上限と週間可処分所得は下方に修正される。九一年法一八条六項はこの点につき規定するが、これを表で示すと、表3のようになる。

少年に対する罰金の上限は、これが成人のケースにおける当該犯罪に対する罰金の上限を越える場合には、減額される。可処分所得の限度額は、一〇歳以上一四歳未満の児童と一四歳以上一八歳未満の少年について、それぞれ成人の限度額である下限四ポンド、上限一〇〇ポンドの二〇分の一と、五分の一の比率になつていて（一八条六項）。しかし、親権者または後見人が少年に対する罰金の支払義務を負う場合、週間可処分所得は、児童ないし少年に対して適用されるものではなく、親権者または後見人の資力が基礎になる（九一年法五七条三項）。その結果、各単位の額は成人に対する下限四ポンドから上限一〇〇ポンドの範囲になる。資力調査票は、親権者または後見人が記入する。この用紙が提出されなければ必要以上の高額の罰金刑が科せられるおそれがあるが、これを提出しない親権者に対しては、九一年法は第二〇条の制裁規定を適用するまでには至らない。一方、親権者または後見人のいない少年について地方自治体が保護者責任を有する場合、当局が親権者または後見人に代わって罰金を支払う責任がある（一九三三年青少年法（Children and Young Persons Act 1933）五十五条五項）。この場合、単位の値は、つねに当該年齢の被告少年によつて支払可能な最高額となる。

ところで、少年とくに一〇歳以上一四歳未満の児童に所得があるとみるのは困難であるが、そもそも少年を単位罰金制度の対象に含めたのはなぜであろうか。それは第一に、裁判所が少年に罰金刑を科する権限を停止する特段の理由がないこと、第二に、少年の資力は様々であるであること（少年犯罪者の多くの者にとって、実際は小遣い程度のものでしかないが⁽²³⁾）を考慮して、同制度の対象に少年犯罪者を含めるのが論理的であると考えられたためであるといふ。もつとも、少年に対する単位罰金の特例により罰金額の比率が成人に対する額よりもかなり低いため、言い渡される罰金額がしばしば犯罪によつて得た利益額以下になつてしまふ。この点が治安判事には気掛かりになつていた模様であり、それゆえ、少年を対象外にしておいた方がよかつたのではないかとも言われている。⁽²⁴⁾

二 被告人の資力調査と罰金額との関係

(一) 情報提供義務 九年法二〇条一項は、被告人の資力調査に関して、「治安判事裁判所において有罪判決を受けた者に対して、裁判所は、刑を言い渡す前に、命令の定める期間内に裁判所が要求する資力調査票を提出するよう命じることができる」と規定する。このように、資力調査票の提出義務は、被告人の有罪判決に基づき出された命令に従つてのみ生ずる。内務省の考え方によれば、その義務が有罪判決に従つてのみ生ずるのは、無罪の答弁に対する防御策⁽²⁵⁾ということであり、裁判所が審理の前に被告人の資力情報の提出を要求する根拠は見当らないからである。一方、現実的問題として実務上重要なのは、有罪の答弁を行う被告人がいる場合、その大部分が資力調査票に必要事項を記入し審理に先立つて裁判所に送付してくることである。このことを法律上の義務とすれば、裁判所にとって罰

金額の決定が行いやすくなるため、」の点の立法化を治安判事協会と「治安判事書記協会」(Justices' Clerks' Society)が要求したが、政府はこれに応じなかつた。⁽²⁶⁾ なお、単位罰金の運用に関して再起草された一九九二年治安判事裁判所（単位罰金）規則 (Magistrates' Courts (Unit Fines) Rules 1992) の第二規則は、治安判事書記に対して、被告人および少年被告人の親権者または後見人に資力調査票を送達するよう義務づけている。その資力調査票には、被告人および少年被告人の親権者または後見人に対し、資力調査票に必要事項を記入し、審理の前に裁判所に送付するか、もしくは出廷の際に持参するよう明記されている。

裁判所の命令に反し資力調査票の提出を怠つた場合の制裁について、九一年法二〇条二項は、「相当な理由なく第一項の命令に従わなかつた者は、略式の有罪判決に基づいて標準的規模でレベル3以下の罰金が科せられるものとする」と規定する。」のよう、情報提供義務不履行のときは、最高レベル3、すなわち一〇単位で一、〇〇〇ポンドの罰金となる。

資力調査票に虚偽の内容を記載した場合については、同条三項が、「第一項の命令に従い資力調査票を提出する者が、①重要な部分について虚偽と知りつつ調査票を作成し、②重要な部分について虚偽である調査票を無謀に提出し、または③故意に重要な事実を明らかにしないときは、略式の有罪判決に基づいて、三カ月以下の拘禁刑、または標準的規模でレベル4以下の罰金刑に処せられ、もしくは併科される」と規定する。この場合の罰金は、レベル4、すなわち二五単位で一、五〇〇ポンドとなる。なお、被告人は、同意のうえで資力調査票を提出しないが、そのかわり単位あたり最高の一〇〇ポンドの金額を支払う」とも可能である（一九九二年治安判事裁判所（単位罰金）規則第四規

則(2)。

(1) 週間可処分所得と資力調査 単位罰金の狙いは、重大性の単位によつて示された週の数に従つて、個々の犯人から必要経費を差し引いた余剰の週間所得を剥奪することにある。九一年法は、大法官に一週あたり四ポンドから一〇〇ポンドまでの範囲内で週間可処分所得の算出方法に関する評価規則を制定する権限を与えていた（一八条五項(a)、(b)）。これが前述の一九九二年治安判事裁判所（単位罰金）規則であるが、この規則は、単位罰金制度の運用に関して遵守すべき手続と、下されるべき経済的評価について規定している。

資力調査を実施する意義については、内務省が出した「罰金その他の財産刑に関する指針」(Guide to Fines and Other Financial Penalties)⁽²⁷⁾が明らかにしている。それによると、「強調すべき点は、週間可処分所得の決定の基礎として、被告人の収入、支出、貯蓄、債務の全てにわたり詳細に検討したものが必要となるわけではない。裁判所は、被告人の経済状態に関する念入りな評価を行うことを期待されているわけではない。裁判所が本来行うべきこととして要求されていることは、被告人が提出した情報に基づいて、同人が過度の経済的窮乏を被ることなく罰金を支払うために拠出できる週間所得はどの程度であるかを判断することである」。

九二年単位罰金規則は、前述のように、治安判事書記の職責として被告人および必要な場合には少年被告人の親権者または後見人に資力調査票を送達するよう義務づけている（第三規則）。週間可処分所得を決定する際には、一九七五年児童福祉法一条により被告人に支払われた児童福祉手当と、当該単位罰金の決定が下される予定のものとは別

の手続により科せられた罰金、または賠償命令により被告人が支払う額を考慮に入れてはならない（第四規則別表2）。資力調査票は、記入した情報の真実性を裏付けるため、支払伝票等の証明書を添付する必要がある。

単位罰金規則の第四規則は、裁判所が「単位の値」(value of unit) すなわち犯人の週間可処分所得を決定する公式を次のように規定している。

$$\frac{I}{E} - 3$$

Iは「週間所得」(weekly income)の額を、Eは単位罰金規則により決定される適度の「必要経費」(expenditure)を表す。罰金額の決定については、前述したように、週間可処分所得の上限は一週あたり一〇〇ポンドであり、どのような高額所得者でもこの額を越えることはなく、最高でも五〇単位で五、〇〇〇ポンド以下となる。いわゆる「中産階級」(better-off)以上の人々にとっては、IからEを引いた週間可処分所得が一〇〇ポンドを越えるのは普通であるから、その上限が一〇〇ポンドである以上、単位罰金制度による罰金額の差別化は生まれない。そこで、実際に言い渡される罰金額は、IからEを引いた額を三分の一で割った額であり、余剰所得の三分の一だけが対象になっている。「可処分所得の三分の一」というアプローチは政府によつて決定され、その考え方は、犯人の所得がどの程度あつても、大雑把にみて残りの三分の一が生計費に充てられるであろうとに基づいていると
⁽²⁸⁾いわれる。

以上の点を具体的に述べると、たとえば①Iが五〇〇ポンドでEが二〇〇ポンドの人、②Iが三〇〇ポンドでEが

一五〇ポンドの人、③Iが一〇〇ポンドでEが九八ポンドの人がいたとしよう。この場合IからEを引くだけでは、それぞれ①三〇〇ポンド、②一五〇ポンド、③一〇二ポンドとなるが、週間可処分所得の上限は一〇〇ポンドであるから、全員が最高一〇〇ポンドとなり、何ら差がなくなるばかりか、高額の所得者ほど有利になる。そこで、これらを二で割ると、それぞれ①一〇〇ポンド、②五〇ポンド、③三四ポンドとなつて、実際の言い渡し額は所得に比例してバランスがとれ、被告人にとって負担の重い額にならないように工夫されている。そして、これらと「単位」を掛けたみよう。たとえばある窃盗行為につき、裁判所が一〇単位に当ると認定したとする。単位罰金の公式により単位数一〇と各週間可処分所得をそれぞれ掛け、①一、〇〇〇ポンド、②五〇〇ポンド、③三四〇ポンドが実際に言い渡される罰金額となる。また、週間可処分所得を二で割った額が①の人より多い四〇〇ポンドの人がいたとしても、①と同様、この被告人には上限の一〇〇ポンドと一〇を掛けた一、〇〇〇ポンドの罰金が科せられることになる。他方、週間可処分所得を二で割った額が一ポンドしかないという人がいたとすると、単位あたりの週間可処分所得の下限は四ポンドであるから、この被告人には四ポンドに一〇を掛けた四〇ポンドの罰金が科せられることになる。⁽²⁹⁾

なお、Iの数値を小さくしEの数値を大きくすればするほど週間可処分所得の額は低くなるが、資力調査票の記載が自己申告によることからみて、被告人が罰金額を減らすためにそのような操作を行うおそれがある。そこで、これを防止するため、九二年単位罰金規則は、裁判所に對して資力調査票についての「その他の関連情報」として、各方の住居費、住民税等の必要経費水準を設定し、この点を考慮して加減修正させる（第四規則(3)別表2）。

資力調査票の情報不足により適切な決定を下すことが困難になつたときは、裁判所は、裁量で被告人の職業、住所、

証拠上明らかになつた事実等を考慮して概算的評価を行い、下限四ポンドから上限一〇〇ポンドの範囲内で適当な額を決定できる（九一年法一八条八項）。

表4 単位罰金の滞納による拘禁期間

レベル1 (1~2単位)	7日間
レベル2 (3~5単位)	14日間
レベル3 (6~10単位)	28日間
レベル4 (11~25単位)	45日間
レベル5 (26~50単位)	3ヶ月間

(三) 所得援助に対する差押　　単位罰金の対象となる被告人が各種の社会保障を受けている場合において、九一年法二四条は、被告人が受けた所得援助に対する一定程度の差押を認めている。差押の対象となりうる利益は、一九八六年社会保障法（Social Security Act 1986）に基づく所得援助で、失業保険、疾病手当、年金、重度身体障害者手当である。裁判所は、二四条一項により所管大臣に対して支払可能な額を確保するため、被告人の受給資格から一定額を控除するよう請求できる。⁽³¹⁾

(四) 罰金額の加減　　処罰は一身専属的であるから、被告人自身の資力の範囲内でのみ罰金を科せられる。他の家族の所得は、被告人自身の支払能力を越えて罰金額を加重させる根拠を基礎づけるものではない。⁽³²⁾

前述のように、被告人の資力に関する情報が全く無いかまたは不十分な場合に、裁判所は下限四ポンドから上限一〇〇ポンドの範囲内で罰金額を決定できるが、多くの被告人にとって可処分所得が事件の程度からみて必要以上に高く設定されるおそれがあるので、裁判所は執行手続のなかで柔軟な減免の権限行使できる（九一年法二二条）。すなわち裁判所は、罰金の言い渡しから一二ヶ月以内に被告人が支払うことは同人にとり過度の負担となると判断した

ときは、罰金の一部または全部を減免することができる（二条二項）。なお、「過度の負担」（*undue hardship*）の判断は事実問題である。

単位罰金の対象外となる三つの例外的場合については前述したが、この場合には以下のように九一年法一八条七項が一定の罰金の加減を認めている。

「〔一八条二項〕に明示されたことは、以下のことを妨げるものではない。

- (a) 賠償命令が言い渡された犯罪の場合は、一九七三年刑事裁判所権限法（Powers of Criminal Courts Act 1973）三五条（4A）により賠償に優先権を与えるため、罰金額を減額させる。
- (b) 一九八八年道路交通犯罪者法（Road Traffic Offenders Act 1988）の第三章による定額罰金の犯罪の場合には、罰金は定額罰金の額まで増額させる。
- (c) 一九四九年無線通信法（Wireless Telegraphy Act 1949）一条により許可された免許がある場合を除き、テレビ装置を取り付けまたは使用する場合には、当該免許証の発行に際して支払われるべき金額を越えない額まで罰金額を増額させる」

(五) 罰金の滞納と拘禁刑　単位罰金の滞納処分として拘禁刑が科せられるが、九一年法はこれを「単位」とりんクさせて、表4のような最大拘禁期間を定めている（二二一条）。

なお、被告人が単位罰金を一部支払った場合、拘禁の最大期間は被告人が支払った罰金の割合によつて縮小される

(二二条三項)。ただし、その場合、最大期間は七日以下になることはない(二二条四項)。以上の拘禁刑の執行および適用に関しては、裁判所は、一九八〇年治安判事裁判所法の七五条ないし九一条に含まれる既存の罰金の滞納による拘禁刑の執行手続と制限に拘束される。

五 おわりに

以上、イギリスにおける単位罰金制度の仕組を概観した。単位罰金は、犯罪の重大性を示す単位と犯人の週間可処分所得を掛ける公式に従い、裕福な犯人からは裕福なりに貧しい犯人からは貧しいなりにそれ過度の負担にならない程度で所得に比例した額の罰金刑を科することにより、「等しい犠牲」と「等しい影響力」を与える仕組になるよう工夫された。この制度は、実際に言い渡す金額を週間可処分所得の三分の一とし、上限を週あたり一〇〇ポンドを越えないようにして負担額を低く押さえている。また、資力調査票は自己申告制であり、多くの日数罰金制度にみられる官権による強制的調査も行われないし、必要経費も経済の地域格差を考慮して不公平にならないようにしている。九一年法のものとは些か異なるとはいえ、四つの治安判事裁判所での実験的な「単位罰金」は成功した。これにより、治安判事裁判所で言い渡される刑罰の圧倒的多数を占める罰金刑が合理化され、罰金刑対象者の多い失業者や所得の低い犯人が滞納による拘禁刑処分を受けていた状態が是正されるはずであった。

しかし、単位罰金制度は、施行後数か月経つた一九九三年六月に内務大臣の決断により突如廃止の運命を辿ることになった。その理由は、同制度が内容的に以下のよう若干の問題を孕んでいたからであるように思われる。第一に、

同制度が治安判事裁判所で審理される全犯罪を含むため、中産階層の人々が比較的犯しやすい軽微な交通違反でもしばしば高額罰金が科せられたこと、第二に、信頼に足る資力調査が困難なこと、第三に、単位あたりの罰金の上限と下限の差が二五倍もあることから、犯罪それ自体よりも被告人の資力がしばしば問題になることなど、施行後早くも様々な問題点が生じてきていたのである。これらは、立法段階において予想できなかつたような問題点なのであろうか。単位罰金制度は、そもそも構造的欠陥を有しているのか、それともその運用に問題があるのであろうか。

ともあれ、一九九三年刑事裁判法により単位罰金制度は廃止され、法制度としては以前の状態に戻された。しかし、犯罪の重大性と資力を区別し、資力に応じた罰金刑を科する必要性自体の認識は廃止後もなくならず、多くの治安判事裁判所は、今でも九三年法の枠内では超法規的に一種の単位罰金制度を自発的に続けてい模様である。⁽³³⁾ 九三年法六五条により改正された新規定一八条も、犯罪の重大性と被告人の資力を考慮して罰金額を言い渡すことを規定しており（二項、三項）、被告人の資力をどの程度考慮するかは裁判所の裁量に委ねているのである。このように、単位罰金制度の精神は受け継がれているわけであるが、試行錯誤を重ねるイギリスの罰金制度の行方が注目される。

(1) A. Ashworth, *Sentencing and Criminal Justice*, 1992

(2) op. cit., p. 252.

(3) R. Fortson, *Criminal Justice Act 1993*, 1993, pp.116-120

(4) 法制審議会の刑事法部会財産刑検討小委員会は、平成五年三月二六日、「『財産刑をめぐる基本問題について』の審議検討経過及び結果について」と題する報告書を出している。ジュリスト1013号（平五）二八〇頁以下参照。また、刑法学会のワークショップでも、財産刑のテーマが議論されている。刑法雑誌111卷四号（平六）二二五頁以下。

(15) Ashworth, op. cit. p.254, Ashworth *et al.*, *Criminal Justice Act 1991; Legal Points: Commentary & Annotated Guide for Practitioners*, 1992, p. 91; and (editorial) [1991] Crim. L. R. 229. ト、ハシテ「平等」罰金は「平等」(equality before the law) シテ題を出る。Ashworth, *Sentencing*, op. cit., p. 253.

(6) B. Gibson, *Unit Fines*, 1990, p. 15; A Ashworth *et al.*, *Introduction to the Criminal Justice Act 1991*, 1992, p. 80.

(7) Gibson, op. cit., p. 104; Ashworth *et al.*, *Introduction*, op. cit., p. 94.

(8) D. Moxon, M. Sutton & C. Hedderman, *unit fines: experiments in four courts*, Research and Planning Unit Paper 59, 1990, p. iii, 4. ハタハビ (D. Moxon) シテ一九九四年三月一日付の筆者宛の手紙。

(9) 前注参照。

(10) Gibson, op. cit., p. 50.

(11) M. Wasik & R. Taylor, *Blackstone's Guide to the Criminal Justice Act 1991*, 1992, p. 70.

(12) 例えス、一九八四年レーティング法 (Video Recordings Act 1984) 九条または一〇条にねたる10' 000ドルがある。

(13) Ashworth, *Sentencing*, op. cit., p. 256; Wasik & Taylor, op. cit., p. 70.

(14) Ashworth *et al.*, *Introduction*, op. cit., p. 17.

(15) Ashworth, *Sentencing*, op. cit., p. 256.

(16) Ashworth *et al.*, *Legal Points*, op. cit., p. 92.

(17) 「単位」(units) も「週」(weeks) も用いられる。別の言ふ方をすれば、「週給の単位」(units of weekly income) も「ペリ」といふ。日常の実務では、法律に法廷では、「週」も「単位」の代わりに使用される傾向にあり、これが「出廷する人々」には理解しやすくなる。Gibson, op. cit., p. 17.

(18) 邦文の紹介論文として、柳本正春「イギリス少年法制の改正」犯罪と非行九四号 (平四) 七九頁、同「イギリス刑事裁判法 (一九九一年)」*亞細亞法学* (七卷) 1号 (平四) 五九頁。

(19) 罰金は通常「一年以内」支払われるが、これが「司法制度研究委員会」考へ方が長い間支持されましたが、これは司法制度研究委員会に

ある「判決の構造」(The Structure of a Decision : Judicial Studies Board, 1987) と治安判事協会による「犯罪の量刑基準」(Sentencing Guide for Criminal Offences : Magistrates' Court, 1989) による支拂わねだ。See Ashworth *et al.*, *Legal Points*, op. cit., p. 99. 判例も「例外的な事情がある場合を除く」罰金は「1カ月以内ぐらうで支払可能であるべきだ」とある。²⁶ Hewitt(1971)55 Cr. App. R. 433; Knight(1980)2 Cr. App. R(S). 82; Owen [1984] Crim. L. R. 436; Nunn(1984)Cr. App. R(S). 203. もともと「1カ月原則に疑問を示す判例」²⁷ Oliver(1989)11 Cr. App. R(S). 10 がある。同判決は「例外的事情の下では罰罪の処分を処理」終えれば「1カ月の制限を越べては取扱が認められる。

- (20) M. Wasik & A. Turner, "Sentencing Guidelines for the Magistrates' Courts" [1993] Crim. L. R. 345.
- (21) モクソン氏の「九九四年三月一日付の筆者宛の手紙
- (22) The Times, April 7 1993. なお、被告人は失業者であることが判明したので、罰金額は「単位のノベルドーラ限四ポンドを掛け、四八ポンドに減額された」。D. Moxon, "England abandons Unit Fines" (1993) 4 Overcrowded Times 11.
- (23) モクソン氏の「九九四年三月一日付けの筆者宛の手紙」。モクソン氏によると、「四歳未満の児童に対する罰金刑の言い渡しはありならない」とあるが、それでも「九九二年には」〇歳以上一四歳未満の三〇八名の児童に対する罰金刑が「言ふ渡されてしまう」とある。
- (24) 前注参照。しかし「十六歳、十七歳の少年犯罪者に対して、たしかにかなり厳しく」〇単位の罰金が「言ふ渡されても、多くの場合」十六ポンドが達しないらしい。
- (25) Ashworth *et al.*, *Legal Points*, op. cit., p. 95.
- (26) Ibid.
- (27) See Ashworth *et al.*, *Legal Points*, op. cit., p. 96.
- (28) 単位罰金の実験的施行に深く関わった治安判事書記であり、バリスターであるギブソン(B. Gibson)からの「九九三年九月二〇付けの筆者宛の手紙
- (29) なお、次の文献を参照。Ashworth, *Sentencing and Criminal Justice*, 1992, pp. 254-255.

(30)

See Ashworth *et al.*, *Legal Points*, op. cit., pp. 96-97. もとより根本・前掲論文六回頁。

(31)

Ashworth *et al.*, *Legal Points*, op. cit., pp. 100-101. たゞ、九一年法「四条は、賠償命令の適用である。

(32)

Ibid., p. 99. 配理權によるレバーバー Baxter, [1974] Crim. L. R. 611; 家族によるレバーバー Charalambous, [1985] Crim. L. R. 328.

(33) Ashworth and Gibson, "The Criminal Justice Act 1993: (2) Altering the sentencing framework" [1994] Crim. L. R. 106. もとより、サトウハハ出で一九九四年一月二十一日付の筆者宛の手紙によれば。単位罰金制度の方法論を現在の採用して治安判事裁判所にていたが、B. Gibson, *et al.*, *Criminal Justice In Transition*, 1994, pp. 169-170. 単位罰金制度施行後の問題点としての文献は少なくが、スコットランド・サトウハハ論文の他に次のものがある。D. Moxon, "England abandons Unit Fines" (1993) 4 Overcrowded Times 5.

(34)

Criminal Justice Act 1993.S65(1), new section 18(2), (3). See R. Fortson, *Criminal Justice Act 1993*, 1993, p.117, B. Gibson, *et al.*, p. 156.

〔一九九四年八月三一日脱稿〕

(清和大学法学部教授)